

イタリアのスタートアップ環境

2022年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ミラノ事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

〈目次〉

1. イタリア政府による主なスタートアップ支援策の概要	2
1) イタリアのスタートアップ企業の定義と支援の枠組み	2
2) スタートアップ企業及びイノベーター中企業に対する支援及び優遇.....	4
ア 資金調達に関する支援	4
イ 事業運営、税制に関する優遇措置	5
ウ 廃業プロセスの負担軽減 「Fail fast」	6
エ 政府機関によるサービス利用に関する優遇.....	6
3) ステークホルダーへの優遇措置	6
ア 投資家への税額控除.....	6
イ 投資家ビザ (Investor Visa for Italy)	7
4) その他のインセンティブ制度	7
ア 研究開発費に対する税額控除	7
イ パテントボックス制度 (Patent Box)	7
2. スタートアップ企業数の推移および地域の集積	8
3. スタートアップ企業群における分野の傾向	11
ア 注目は「ディープテック」	12
イ 企業数は増えているアグリフードテック (agri-food tech)	13
ウ グリーンエネルギー関連の技術開発の高まり	13
エ 製造業は知的財産権でスタートアップ.....	13
オ イタリアのライフスタイルに注目	14
4. イタリアのスタートアップ企業の特徴	14
1) 企業規模のプロファイル	14
2) 人材と専門性	15
ア 教育水準の高い人材が多い.....	16
イ 若者の活躍が目立つ一方、女性の活躍はこれから	16
ウ イノベーションの源は職業経験.....	16
3) 資金調達の状況	17
ア 起業資金は自己出資が多い.....	17
イ ベンチャーキャピタル投資は依然として極めて少ない.....	17
5. 最後に	18

はじめに

イタリアにおけるスタートアップをめぐる環境およびエコシステムの発達は、他の欧州主要国と比較しても決して進展しているとは言い難い。その一例として、本稿の後半で示すように、VC（ベンチャーキャピタル）のイタリアにおける投資額は他国と比べても極めて規模は小さく、隣国フランスと比較するとその額は10分の1にとどまっている。しかしながら、近年はVC投資額も増加傾向にあるほか、スタートアップの企業数も右肩上がりで推移している。イタリア政府も、スタートアップ企業が成長できる土壌を整えるべく多角的な支援策を用意しており、今後の伸びしろが期待できる国ともいえる。本稿では、スタートアップ企業およびエコシステムの発展のため、イタリア政府がどのような支援メニューを講じているかに重点を置きつつ、スタートアップ企業の企業数推移、地域分布や分野の傾向等も織り交ぜながら、イタリアのスタートアップ環境の概観をお伝えする。

2022年3月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ミラノ事務所
海外調査部 欧州ロシア CIS 課

1. イタリア政府による主なスタートアップ支援策の概要

2012年10月18日、欧州金融危機からの経済の立て直しに取り組んでいたモンティ政権（当時）の成長戦略として、緊急政令179号¹（Decreto Crescita 2.0）が定められた。行政サービス、各種証明書・書類、手続き等のデジタル化、電子決済の促進とそれに伴うインフラ整備をはじめとする一連の重要な指針が盛り込まれたものである。とりわけ注力したのが、他の欧州諸国から若干遅れを取っていた革新的なスタートアップエコシステムの構築及び強化で、当時の銀行出身の経済開発相により結成された特別専門家委員会が提唱した、技術革新を主軸としたアクションプラン「Restart, Italia!」をベースとして策定された。

具体的には、「イノベティブ・スタートアップ企業」（Startup Innovative、以下スタートアップ企業）を定義し、そのライフサイクル全体を取り巻くステークホルダーのニーズにも対応する、包括的な支援策を示した。革新的な技術の発展を核に、起業家文化、若者の雇用拡大、社会的流動性などを促し、国外の人材や資本にも魅力あるエコシステムの構築を目指したものであった。一連のスタートアップ支援策は「Startup Act」と呼ばれ、行政手続きの簡略化、税制優遇、雇用の活性化、そして解散に関する規定の4つの視点から構成されている²。

1) イタリアのスタートアップ企業の定義と支援の枠組み

2012年緊急政令179号25項で定義されるスタートアップ企業は、まずそのミッションが「技術的価値の高い革新的な製品やサービスの生産、開発及び商品化に特化していること」である必要があり、さらに図表1に示す条件を満たす必要がある。該当する企業は、イタリア商工会議所に自己申告し、審査、承認を経て「スタートアップ企業の特別セクション（Sezione speciale delle startup innovative）」へ登録される。その後、会社設立から最大5年間（60カ月）³、優遇措置や支援を受けることが可能になる。登録後は毎年1回、必要条件の確認と更新が義務付けられており、その承認を経て登録更新がなされる。

さらに2015年には、スタートアップ企業の条件を満たすことができない中小企業、そして設立後5年以上が経過したスタートアップ企業への、継続的かつ段階的成長をサポートするため、「イノベティブ中小企業（PMI Innovative）」の区分が新設され（図表1参照）、支援策が定められた。これらの企業は商工会議所の「イノベティブ中小企業」の特別セクションに登録され、前述の「スタートアップ企業の特別セクション」と異なり適用期間の期限はない。スタートアップ企業は自らの登録をイノベティブ中小企業に移行することが可能で、ほぼ同じサポートを継続して受けることができる。

¹ 後に2012年12月18日法令221号として成立。

² イタリア経済開発省 Startup Innovative に関するページ

<https://www.mise.gov.it/index.php/it/impresa/competitivita-e-nuove-imprese/start-up-innovative>

³ COVID-19 対応の緊急措置 2020年5月19日付緊急政令34号（通称 Decreto “Rilancio”）により、2022年1月現在、優遇措置に制限を設けた上で、更に1年の登録延長が認められている。但し、緊急措置については再度変更される可能性がある。

これらの特別セクションに登録されると、商工会議所の特設ポータルサイト「The companies of Italian innovators⁴」に自動的に企業プロフィールが作成され、自社の企業紹介などのコンテンツを英伊2カ国語で自由に編集、挿入できる。誰でも閲覧可能で、透明性を確保すると共に、投資家をはじめとするステークホルダーに信頼できる情報を提供する場としての役割も果たしている。

同政令による「認定」は、企業のみならず、これら企業をサポートするインキュベーターやクラウドファンディングなども対象となっている。スタートアップ企業らが安心して、円滑にサポートを受けられるよう後押しするための措置である。Startup Act はこれらのステークホルダーに対する支援や優遇措置に加えて、事業不振による解散を余儀なくされた場合の措置もカバーし、ライフサイクル全体を包括的に支えるフレームワークとなっている。

図表 1 イノベティブ・スタートアップ企業及びイノベティブ中小企業の定義

	イノベティブ・スタートアップ企業 (STARTUP INNOVATIVE)	イノベティブ中小企業 (PMI INNOVATIVE)
政令	2012年 緊急政令 179号 第25条 第2、3項	2015年 緊急政令 3号 第4条 第1項
企業ミッション	技術的価値の高い革新的な製品やサービスの生産、開発及び商品化に特化していること	制限なし
会社形態	有限責任会社であること (協同組合の形態であっても構わない)	有限責任会社であること (協同組合の形態であっても構わない)
上場	非上場会社	非上場会社
本社所在地	本社所在地はイタリア、もしくは欧州連合(EU)及び欧州経済領域(EEA)加盟国(国外の場合は製造拠点又は支店をイタリアに置くこと)	本社所在地はイタリア、もしくは欧州連合(EU)及び欧州経済領域(EEA)加盟国(国外の場合は製造拠点又は支店をイタリアに置くこと)
事業年数	新会社又は設立から5年(60カ月)以下 ⁵	特に制限なし ⁶
対象企業規模	年間売上額 500万ユーロ未満	2003年 欧州委員会勧告 361号が定める中小企業 ⁷
利益の分配	不可	可能
技術的イノベーション指標を特徴づける追加基準	以下の3項目のうち少なくとも1項目を満たす 1) 研究開発費が売上又は総生産費のうち高額な方の15%を超えること 2) 従事者(従業員、コラボレーションなど形態を問わず)のうち3分の2が修士号取得者、又は3分の1が研究博士号取得者、博士課程在籍者又は研究開発に3年以上の経験を持つ学士号取得者であること 3) 特許又はその産業財産権の保有者、もしくはソフトウェアの著作権登録保持者であること	以下の3項目のうち少なくとも2項目を満たす 1) 研究開発費が事業費又は生産総額のうち高額のもの3%を超えること 2) 従事者(従業員、コラボレーションなど形態を問わず)のうち3分の1が修士号取得者、又は5分の1が研究博士号取得者、博士課程在籍者又は研究開発に3年以上の経験を持つ学士号取得者であること 3) 特許又はその産業財産権の保有者、もしくはソフトウェアの著作権登録保持者

出所：イタリア経済開発省ウェブサイト、イタリア商工会議所ウェブサイトを元に作成
https://www.mise.gov.it/images/stories/documenti/Scheda_di_sintesi_ITA-ott2020.pdf
https://www.mise.gov.it/images/stories/documenti/Sito_Agevolazioni_Startup_innovative_ITA_Ottobre_2020.pdf

⁴ <https://startup.registroimprese.it/isin/home>

⁵ 特例として 2012年緊急政令 179号の発効時点で設立より4年未満の会社であれば対象となる。

⁶ 但し、監査済み財務諸表の提出が必要なことから新会社は実質適用外となる

⁷ 従業員数 250人未満、年間売上額 5,000万ユーロ以下又は貸借対照表における総資産額 4,300万ユーロ以下など

2) スタートアップ企業及びイノベティブ中小企業に対する支援及び優遇⁸

ア 資金調達に関する支援

a) スタートアップ企業に特化した無利子融資「Smart&Start Italia」

スタートアップ企業の起業及び成長を目的として、国レベルで実施している無利子、無担保の融資。最長返済期間は入金完了 12 カ月後から 10 年である。事業経費が 10 万～150 万ユーロの事業開発計画を対象とし、その額のうち最大 80%までの借り入れが可能。以下の条件を満たす場合、この割合は 90%まで引き上げられる。

- スタートアップ企業が女性又は 35 歳以下の者により構成されている場合
- 国外就職中でイタリアに帰還を望む研究博士号取得者が起業パートナーの中に 1 人でもいる場合

また、イタリアの中南部⁹に拠点を置く企業の場合、貸付額の 30%は返済不要の助成金となる。融資の申し込みはオンラインで受け付けており、イタリア投資誘致・事業開発公社 (Invitalia¹⁰) が窓口となっている。

b) 中小企業向け保証基金の優先的活用

スタートアップ企業、公認インキュベーター、およびイノベティブ中小企業は「中小企業向け保証基金 (Fondo di Garanzia per le PMI)」を優先的に手数料不要で活用することができる。銀行融資の借り入れ債務の 80%又は 250 万ユーロを上限に、融資を行う金融機関の審査があれば自動的に保証を受けられる。なお、融資元がスタートアップ企業に対してこの保証以外の担保、保険、銀行保証等を求めることは禁じられている。

c) エクイティ型クラウドファンディングの活用

イタリアは 2013 年、欧州で最初にエクイティ型クラウドファンディング (以下 ECF) に特化した規制¹¹を整備した国である。スタートアップ支援策導入当初より、イタリア政府は ECF の活用をその資本調達手段の 1 つとして認めている。金融市場の監督当局である、イタリア国家証券委員会 (CONSOB¹²) の責任の下、ECF の認定が行われ、ポータルサイト¹³に認定された ECF のリストが公開されている。当初、ECF の活用はスタートアップ企業に限られていたが、徐々に対象範囲を広げ、2015 年にはイノベティブ中小企業、集団投資事業やベンチャーキャピタルファンド (以下、VC ファンド)、

⁸ イノベティブ中小企業に対する支援メニューは経済産業省資料参照。

https://www.mise.gov.it/images/stories/documenti/Sito_Agevolazioni_PMI_innovative_ITA_Ottobre_2020.pdf

⁹ 対象はアブルッツォ、バジリカータ、カラブリア、カンパニア、モリーゼ、プーリア、サルデーニャ、シチリアの 8 州。

¹⁰ <https://www.invitalia.it/eng>

¹¹ Regolamento CONSOB n. 18592/2013

¹² Commissione nazionale per le società e la Borsa の略

¹³ CONSOB “REGISTRO DEI GESTORI DI PORTALI – SEZIONE ORDINARIA”

<https://www.consob.it/web/area-pubblica/registro-crowdfunding-sezione-ordinaria>

そして 2017 年予算法により全ての中小企業が ECF を利用できるようになった。

イ 事業運営、税制に関する優遇措置

a) フレキシブルな事業運営

有限責任会社 (Srl) の形態をとるスタートアップ企業は、従来の有限責任会社とは違い、以下のようなより株式会社に近い事業運営が特例として認められている。

- 出資比率に依存しない特別な権利の付与や議決権の非付与等
- 資本を利用しての取引
- 資本参加を金融商品として活用可能 (ストックオプションに類するものなど)
- 出資の公募

b) 資本参加型の報酬 「Work for equity」

雇用者及び取引先に対して、資本参加を報酬として適用することを認める制度 (Work for equity)。ストックオプションとは違い、企業外の第三者も受給対象者として認められている。また、株式を取得できる「権利」ではなく、資本参加そのものを報酬として与えるものであり、これらは課税所得ではないため、控除及び課税の対象外となる。固定報酬及び変動報酬のいずれも、労働協約の定める最低賃金制度を満たしていれば、当事者同士の合意に基づき自由に決めることができる。この特例はスタートアップ企業の他、公認インキュベーターも対象となっている。

c) 有期雇用¹⁴の特例適用

イタリアでは、労働者の雇用を維持・保護するために無期雇用が正規とされているが、時として企業の活性化の足かせとなると指摘されることがある。そこで、スタートアップ企業がより柔軟かつ流動的に人材を採用できるよう、有期雇用適用の特例を許容している。24 カ月を上限に、その期間内の契約期間、更新回数には制限を設けていない。また、従業員 5 人以上のスタートアップ企業に対しては、有期雇用契約数の制限も免除している。なお、特例の適用は会社設立から 4 年間に限る。

d) 付加価値税額 (VAT) 還付・繰り越し手続に関する優遇

仕入 VAT が売上 VAT を上回り、還付や繰り越しの対象となる場合、通常、事業年度内の対象税額控除 (Credito IVA) が 5,000 ユーロを超える申請には適合性を証明する書類¹⁵の提出が義務となっている。スタートアップ企業は、税額控除の総額が 5 万ユーロ以下の場合はこの書類の提出義務が免除される。

e) 損失補てんと減資の先送り

通常、民法の規定では損失が資本の 3 分の 1 を超えた場合、翌事業年度内に損失を 3

¹⁴ 通常の制度では有期契約の契約期間、更新回数、更新のインターバル等に制約があり、また全体に占める有期雇用契約の数の制限もある。

¹⁵ 伊語 Visto di conformità は会計士等により作成される書類で、費用及び複雑な手続き等を必要とする。

分の1以下まで回復することが義務付けられているが、スタートアップ企業に対しては翌々事業年度内まで期限が延長される。また、通常は損失により法定最低資本額を割り込む場合、株主は減資と同時に資本最低額を超える損失の補てんの決定を即時行わなくてはならないが、スタートアップ企業はこの決定を翌事業年度末まで見送ることができる。

f) ペーパーカンパニー規制の適用除外

スタートアップ企業は、不適切な利益、計画的な損失の計上等、いわゆるペーパーカンパニー（Società di comodo）の規制に抵触した場合でも、税制上の罰則を科されないこととなっている。

ウ 廃業プロセスの負担軽減 「Fail fast」

事業に失敗した場合でも、スタートアップ企業には迅速かつ簡潔な解散（廃業）手続きが用意されている。具体的には、過剰債務処理及び資産の流動化といった破産手続き、債権者との和議、管財人による強制清算は適用されない。これは連続的な債務問題の解決と清算の司法処理の時間削減、破産手続きにかかる費用負担を免れるための措置であり、また破産が及ぼす影響を回避するためでもある。解散手続き開始から12カ月が経過すると、解散した企業及びそのシェアホルダーに関する商工会議所データは、司法及び監督当局以外は照会不可となる。

エ 政府機関によるサービス利用に関する優遇

a) イタリア商工会議所の負担金の免除

「スタートアップ企業登記の特別セクション」に登録されると、登録に伴う年税、印紙税及び各種手続きの手数料等は無料となる。

b) イタリア貿易促進機構（ICE）によるサポートの優待

イタリア政府機関 ICE（企業の国際化支援などを中心に活動）が提供する有償サービス（法務、税制、規制、不動産等の情報提供など）¹⁶を30%割引で受けられる。更に年度内のサービス利用合計額が1,000ユーロ以上に達した場合、次年度は10%引になる。

3) ステークホルダーへの優遇措置

ア 投資家への税額控除

スタートアップ企業及びイノベーターティブ中小企業への資本投資、または集団投資事業やVCファンドを通じての資本投資をした場合、投資家はその出資を最低3年間維持すること（holding period）を条件に税額控除を受けることができる。

¹⁶ ICEのサービスについては、同機構ウェブサイト参照。
<https://www.ice.it/it/nuovo-catalogo-servizi-0>

- a) 個人投資家の場合、100万ユーロを上限に、投資合計額の30%にあたる額を個人の総所得税から控除する。

(※ 2020年度の追加緊急措置¹⁷で50%に引き上げられている。)

- b) 企業による投資の場合、180万ユーロを上限に、投資合計額の30%にあたる額を法人所得税から控除する。

イ 投資家ビザ (Investor Visa for Italy)

EU加盟国以外の国籍保有者が、イタリアへの投資目的で入国する際に取得可能なビザ。デジタル化された簡単な手続きで迅速に発給される、滞在から一定の期間を経れば、さらに長期滞在許可証の取得も可能である。申請条件を満たすための、スタートアップ企業への最低投資額は50万ユーロである。

(※ 2020年度の追加緊急措置¹⁸で25万ユーロに引き下げられている。)

4) その他のインセンティブ制度

スタートアップ企業に特化した支援政策のほか、直接または間接的に活用できる以下の制度がある。

ア 研究開発費に対する税額控除

研究開発契約によって支出が発生した場合に企業が適用できる制度。対象委託先は大学や研究開発機関等に限定されていたが、2020年よりスタートアップ企業も対象とされることになった。

イ パテントボックス制度 (Patent Box)

特許や著作権で保護されたソフトウェア等の知的財産¹⁹から生じた所得に対する法人税の一部の課税が免除される制度で、自らもしくは外部委託を介して研究開発に従事する企業が対象となる(スタートアップ企業およびイノベティブ中小企業含む)。2022年予算法により、免除の割合が引き上げとなるほか、それまでは不可となっていた前項の研究開発費に対する税額控除との併用が認められるようになった。

¹⁷ 2020年5月19日に緊急政令34号(通称Decreto“Rilancio”)はCOVID-19対応の緊急措置であり、内容は今後変更の可能性はある。

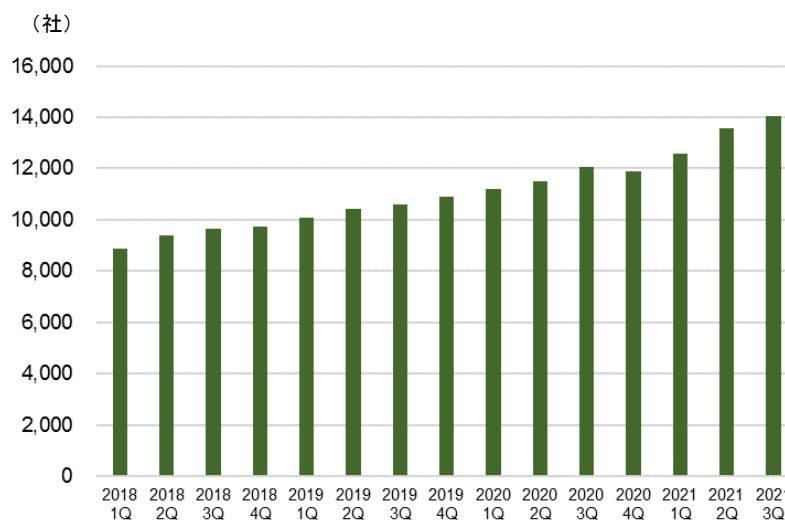
¹⁸ 2020年5月19日に緊急政令34号(通称Decreto“Rilancio”)はCOVID-19対応の緊急措置であり、内容は今後変更の可能性はある。

¹⁹ 但し、商標は対象外となる

2. スタートアップ企業数の推移および地域の集積

経済開発省の統計によると、イタリアにおけるイノベティブ・スタートアップ企業（以下スタートアップ企業）の数は近年なだらかな増加傾向にあり、2021年第3四半期の時点で14,032社に上っている（図表2参照）。3年前の2018年同期の数字と比較すると、約1.5倍に増加している。

図表2 スタートアップ企業数の推移



(出所) イタリア経済開発省『Cruscotto di indicatori statistici sulle startup innovative』（2018-2021年）
<https://www.mise.gov.it/index.php/it/impresa/competitivita-e-nuove-imprese/start-up-innovative/relazione-annuale-e-rapporti-periodici>

次に州ごとの分布をみると（図表3・4参照）、ミラノを州都とするロンバルディア州に最も多い3,755社が集積しており、イタリア全体のスタートアップ企業のうち4分の1以上が同州に拠点を置いていることとなる。次いで首都ローマがあるラツィオ州に1,633社（全体の約12%）、南部カンパニア州（州都ナポリ）に1,245社（全体の約9%）が集まっている。

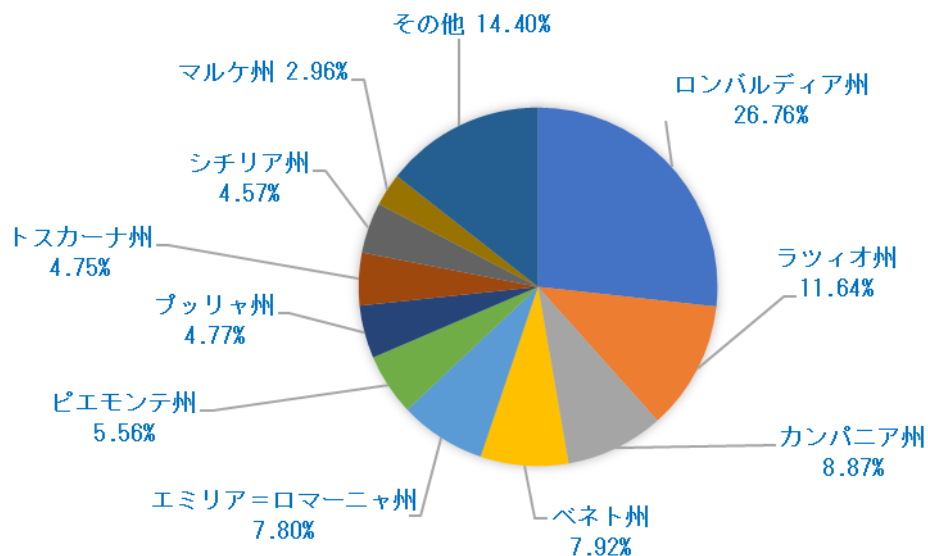
図表3 スタートアップ企業数が多い州上位10州

州名	州都	スタートアップ企業の社数
ロンバルディア州	ミラノ	3,755
ラツィオ州	ローマ	1,633
カンパニア州	ナポリ	1,245
ベネト州	ベネツィア	1,112
エミリア＝ロマーニャ州	ボローニャ	1,094
ピエモンテ州	トリノ	780
プッリャ州	バーリ	669
トスカーナ州	フィレンツェ	667

シチリア州	パレルモ	641
マルケ州	アンコーナ	415

(出所) 同上

図表 4 スタートアップ企業の州分布



(出所) 同上

都市別では(図表 5 参照)、北イタリア最大の都市であるミラノに 2,640 社と、最も多くのスタートアップ企業が集積、スタートアップ企業群のうちおよそ 5 社に 1 社はミラノに拠点を置いている。次いで首都ローマに全体の 10.5%にあたる 1,471 社、南部ナポリに 625 社(4.5%)が拠点を置いている。

図表 5 スタートアップ企業が多い都市上位 15 位

都市名	州	スタートアップ企業の社数	スタートアップ企業全体に占める割合
ミラノ	ロンバルディア州	2,640	18.8%
ローマ	ラツィオ州	1,471	10.5%
ナポリ	カンパニア州	625	4.5%
トリノ	ピエモンテ州	506	3.6%
ボローニャ	エミリア=ロマーニャ州	368	2.6%
バーリ	プッリャ州	354	2.5%
パドバ	ベネト州	327	2.3%
ブレーシャ	ロンバルディア州	277	2.0%

サレルノ	カンパニア州	270	1.9%
ベルガモ	ロンバルディア州	269	1.9%
ペローナ	ベネト州	228	1.6%
フィレンツェ	トスカーナ州	227	1.6%
トレント	トレンティーノ＝アルト・アルジェ州	208	1.5%
ジェノバ	リグーリア州	195	1.4%
パレルモ	シチリア州	195	1.4%

(出所) 同上

これら企業の成長を支えるのは、前項で示したイタリア政府や商工会議所による支援策のみならず、大学や民間のインキュベーター・アクセラレーター等も一翼を担っている。

大学が主体となって展開する例としては、ミラノ工科大学に併設する「ポリハブ (Polihub)²⁰」が挙げられる。インキュベーターおよびアクセラレーターとしての側面を持つポリハブは、社会や経済に対してインパクトを与える、いわゆるディープテック（大規模研究開発）分野のスタートアップ育成を目的としている。スタートアップ企業に対し、物理的な場所の提供に加え、メンタリングのサービス、市場参入のためのアクセラレーションプログラム等を展開し、各企業の成長フェーズに合わせたサポートを行っている。ミラノ工科大学の技術的知見やネットワークも活用しながら、スタートアップ、イノベーションに関心のある企業、投資家等のハブとしても機能する。

なおミラノ工科大学は、大学およびアカデミックな側面を持つインキュベーターが集う団体、「PNICube²¹」の会員にもなっている。同団体は、学術研究から革新的なビジネスを生み出すための活動の一環として、地域レベルおよび全国レベルでのビジネスプランのコンペティションを開催しており、全国レベルでの開催は 2021 年にすでに 19 回目を迎えている。

これらアカデミックな組織体に加えて、民間のインキュベーター・アクセラレーターもスタートアップ企業の成長を支える。例えば、イタリア発で現在ロンドンに拠点を置く iStartup²²は、2012 年創業のアクセラレーターであり、これまで様々なイタリアのスタートアップ企業の規模拡大、国際化を支援してきた。イタリアの起業家の発展を目的としているため、アクセラレーションプログラム選抜の際も、共同創業者に 1 人はイタリア人が含まれていることを条件としている。なお選定の通過率は 1%を切る。

²⁰ <https://www.polihub.it/en/about-us/>

²¹ 大学インキュベーター・ビジネスプランコンペティションのイタリア協会
<https://en.pnicube.it/>

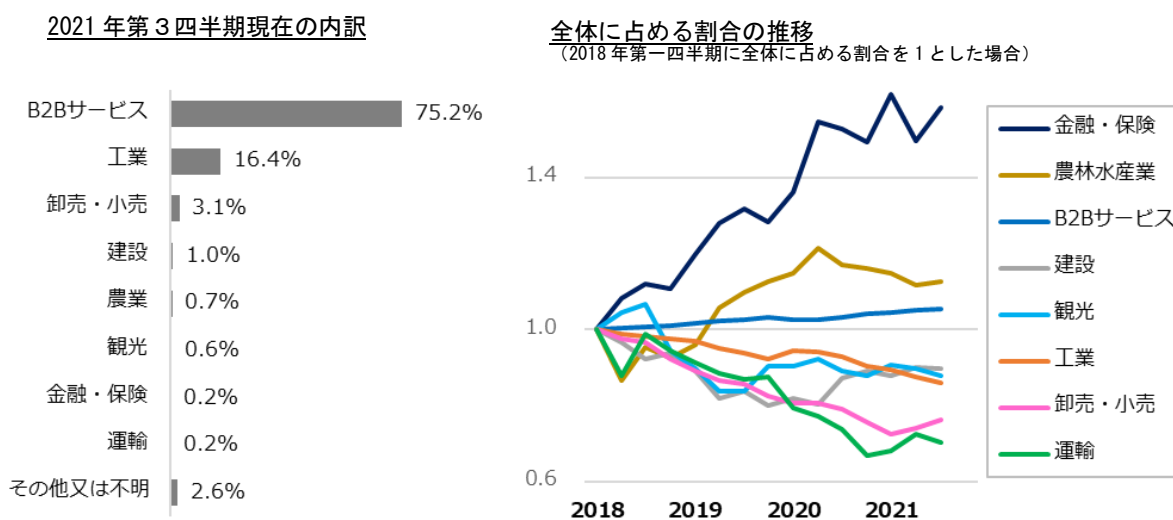
²² <https://www.istarter.it/offer/>

その他、2005年にイタリア北東部で設立されたH-farm²³も、これまでスタートアップ企業に対する投資を通じて支援を行ってきた。現在は子供向けの教育も含む幅広い事業を展開しているが、スタートアップへの投資も継続しており、ロンドンに拠点を置くVCのInReach Venturesと協働して活動を続けている。

3. スタートアップ企業群における分野の傾向

経済開発省の季刊統計指標を参考するにあたり、スタートアップ企業数が新規登録企業と登録を解消した企業²⁴の累積であることを考慮しなければならない。そこで、全体に占める割合の推移で傾向を捉えてみることにする。2021年9月末時点でイタリア商工会議所にスタートアップ企業として登記されている企業の活動内容は、75%以上をB2Bサービス関連が占めており、直近4年間、緩やかな増加傾向にある（2018年第一四半期は71.5%）。次いで工業²⁵（16.4%）、卸売・小売（3.1%）が減少傾向で続く。全体に占める割合は少ないものの、その割合が増えているのは金融・保険及び農林水産業関連である。（図表6参照）

図表6 活動内容別のスタートアップ企業数の分布および推移



(出所) イタリア経済開発省『Cruscotto di indicatori statistici sulle startup innovative』（2018-2021年）
<https://www.mise.gov.it/index.php/it/impresa/competitivita-e-nuove-imprese/start-up-innovative/relazione-annuale-e-rapporti-periodici>

次に、2021年12月末時点で商工会議所にスタートアップ企業として登録されている企業の業種別トップ20を図表7に示す。上位3位は、ソフトウェア開発、ITコンサルティング（38.4%）、科学研究開発（14.3%）そして情報提供、その他情報サービス（8.9%）で、全体の6割をこれらのB2Bサービスが占めている。製造業では機械、その他機器製造（2.9%）

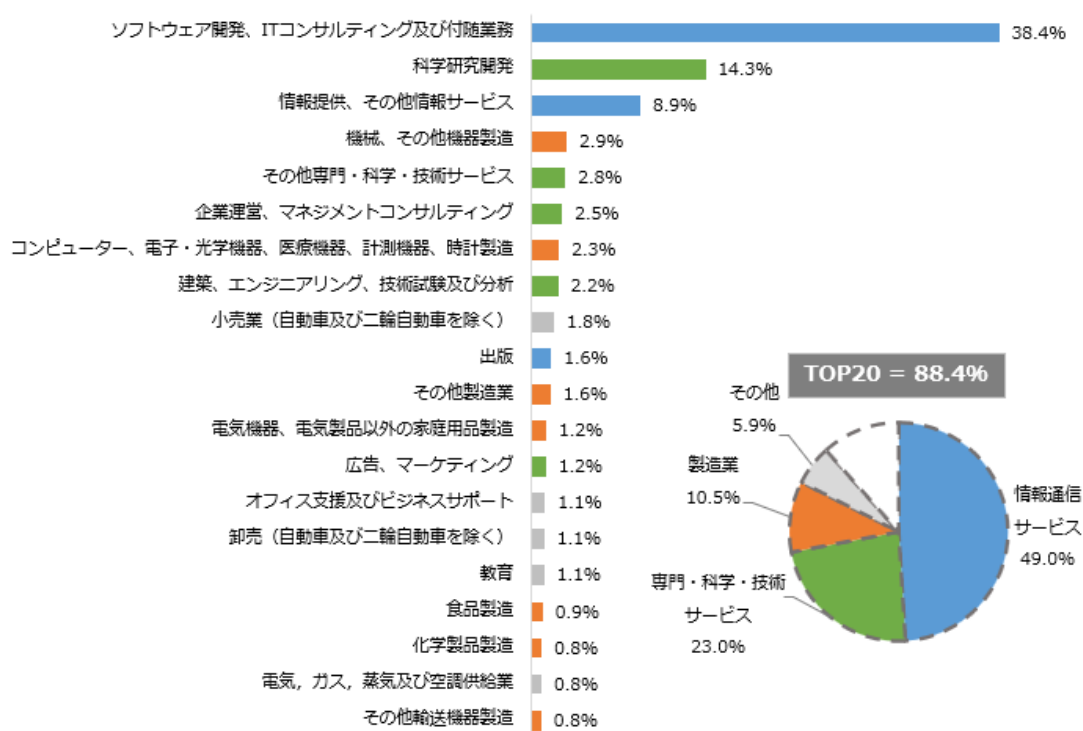
²³ <https://www.h-farm.com/en>

²⁴ 設立より5年の期限満了、成功企業として、または解散など理由は様々。

²⁵ 活動内容は出所資料のデータ分析内訳を参照しており、通常イタリアの統計で使用される産業コード（ATECO）の分類とは若干異なる。なお、「鉱業・採掘業、製造業、電気、ガス、蒸気及び空調供給業」を工業としてまとめている。

が一番多く、以下、電子・電気機器系ソフトウェア等の技術開発との関連が深い業種が続く。また、コロナ禍で消費者利用が加速した e コマース、マーケットプレイスなどで回復を図る小売業（9 位、1.8%）など、B2C サービスの発展にも IT の導入は不可欠であり、関係する商品やサービスは多岐に渡る。このように、業種のみで区切り傾向をつかむのは限界があるため、業種を横断してトピックごとに掘り下げてみることにする。

図表 7 スタートアップ企業 業種分類別 トップ 20（2021 年）



出所：2021 年 12 月末時点のイタリア商工会議所の提供するスタートアップ企業登記データベースより作成
 備考）商工会議所に登記されている産業コード ATECO2007 を元に TOP10 は業種分類(DIVISIONE)、
 円グラフは業種分類の帰属するセクター(SETTORE) 毎にまとめてある

ア 注目は「ディープテック」

2022 年 1 月初めに、世界最大のハイテク技術見本市 CES 2022 が米国で開催。同イベントに参加した約 40 社のイタリアのスタートアップ企業からキーワードを探ると、人工知能 (AI)、ロボティクス、サイバーセキュリティ、IoT、AR/VR、Smart City などが浮かび上がる。また、欧州全体の VC 投資額が最も多いフィンテック (FinTech) は、イタリアでも大型 VC 投資案件の成功例などもあり注目されている分野で、ここでもブロックチェーンなどの先端技術やプラットフォームが鍵となっている。

イ 企業数は増えているアグリフードテック（agri-food tech）

食関連のスタートアップを支援する Forward Fooding のレポート²⁶によると、2011 年から 2021 年²⁷の間に設立されたイタリアのアグリフードテック分野のスタートアップ企業数は 217 社となっている。欧州では英国、フランス、スペインに次ぎ 4 番目に位置するが、投資額の合計は僅か 2.6 億ユーロで、スペインやフランスの 5 分の 1 程度にすぎない。これらのイタリア企業の 48%（欧州平均 31%）はデリバリーや消費者向けアプリ開発等の B2C の分野で、イタリアのエンゲル係数の高さが要因とされる。その他、欧州のトレンドとなっているアグリテックや次世代フード&ドリンク等の分野は 26.7%と、欧州平均 45.6% に比べ低い値である。同レポートでは「イタリアのアグリフードテック産業はまだ完全には形作られていない」と記されており、今後、従事する企業の増加とともに発展が期待される分野である²⁸。

ウ グリーンエネルギー関連の技術開発の高まり

エネルギー分野において、技術的に高い価値をもつ革新的な製品又はサービスの開発・販売をしている企業は、「エネルギー分野で価値の高い企業」と称される。環境問題やサステナビリティへの取り組みが注目される中、スタートアップ企業においても年々これらに関連する企業は増えており、2021 年末現在、約 2,050 社が該当し、2019 年に比べて約 3 割近く増加している²⁹。カテゴリ別の内訳をみると 9 割以上が科学研究開発に従事しており、その他は、電気機器製造、自動車等製造等が占めている。

エ 製造業は知的財産権でスタートアップ

イタリアのスタートアップ企業のうち、起業時に知的財産権を所有している割合は 16.8%となっている。一方、製造業に絞ると 33.1%と数値が上がり、3 社のうち 1 社が所有していることになる³⁰。図表 8 に、製造業のうち知的財産権の所有率が高い順に業種別で示した。これらの企業群はマテリアル関連（金属、非金属、紙、ゴム、プラスチック、繊維など）と機械、機器関連の大きく 2 つのカテゴリに分けられる。マテリアル関連のスタートアップ企業数は少ないが、知的財産権の所有率が非常に高くなっている。製造業においては、最先端技術を元に、他の企業との業務提携などを通じてステップアップしていく例がみられるのも特徴である。

²⁶ <https://finapptech.com/sites/default/files/images/agrifood.pdf>

²⁷ レポートは 2021 年 5 月発行。

²⁸ イタリアのアグリフードテックスタートアップ企業の事例として、以下記事も参照。

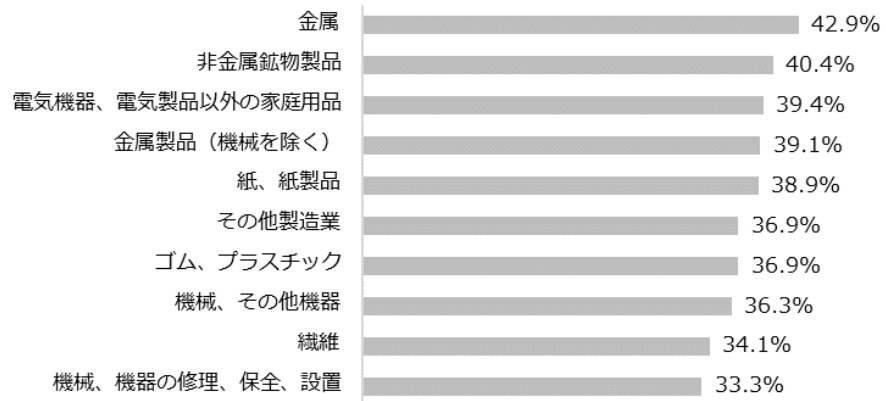
「ジェトロ地域・分析レポート イタリアのスタートアップ、コロナ禍をチャンスに変える Dishcovery が語る現地ビジネス環境」

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2020/4a78bcc65ee121d6.html>

²⁹ 2021 年 12 月末時点のイタリア商工会議所の提供するスタートアップ企業登記データベースを基に分析。

³⁰ 同上。

図表 8 スタートアップ起業時の知的財産権所有率上位 10 業種（製造業）（2021 年）



出所：2021 年 12 月末時点のイタリア商工会議所の提供するスタートアップ企業登記データベースより作成

オ イタリアのライフスタイルに注目

スタートアップ企業関連の情報サイト「Startupitalia」の 2021 年の白書³¹によると、近年 Made in Italy のライフスタイルに世界が注目し始めているという。同白書によると 2020 年の VC 投資額は前年比 113% 増、対象はホームリビング・インテリア、ファッション、観光、美容、ウェルネス、フード&ドリンクの 6 分野となっている。

4. イタリアのスタートアップ企業の特徴

1) 企業規模のプロファイル

経済開発省の 2021 年第 3 四半期のスタートアップ企業の統計指標によると、2021 年 9 月末現在、イタリア商工会議所にスタートアップ企業として登記されている企業の概要は以下のとおり³²。

- a) 資本金 平均 69,951 ユーロ
- b) 総生産額 平均 187,183 ユーロ（中央値 34,192 ユーロ）
- c) 従業員数 平均 3.3 人（中央値 2 人、従業員のいる企業は全体の 39.1%）
- d) 収益の有無 収益を上げている企業は全体の 46.6%（2020 年度決算）

またイタリア商工会議所のデータによると（2021 年 12 月末時点）、全体の約 98%以上が

³¹ StartupItalia 白書「Startup & Technology Trends」

<https://startupitalia.eu/167372-20211210-1348-miliardi-di-investimenti-in-startup-italiane-scarica-il-paper-2021-di-startupitalia>

³² イタリア経済開発省『Cruscotto di indicatori statistici sulle startup innovative』

<https://www.mise.gov.it/index.php/it/impresa/competitivita-e-nuove-imprese/start-up-innovative/relazione-annuale-e-rapporti-periodici>

³³ 2021 年 6 月末現在

会社形態として有限責任会社（Srl）³⁴を選択している。

図表 9 に示す資本金、総生産額及び従業員数の分布から見ても、イタリアのスタートアップ企業は企業規模が小さい、いわゆる零細企業の割合が高くなっている。

図表 9 スタートアップ企業の資本金、総生産額及び従業員数の分布と全体に占める割合（2021 年）

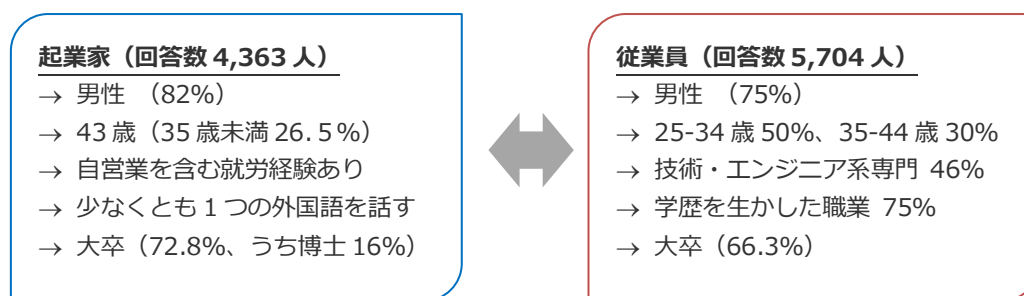
資本金 [単位：ユーロ]	%	総生産額 [単位：ユーロ]	%	従業員数 [単位：人]	%
1	0.8%	0～100,000	38.3%	0～4	31.2%
1～5,000	19.4%	100,001 ～ 500,000	15.9%	5～9	5.2%
5,000～10,000	41.8%	500,001 ～ 1,000,000	3.3%	10～19	2.1%
10,000～50,000	23.2%	1,000,001 ～ 2,000,000	1.7%	20～49	0.7%
50,000～100,000	5.8%	2,000,001 ～ 5,000,000	0.8%	50～249	0.1%
10,000～25,000	4.2%	5,000,001 ～ 10,000,000	0.0%	記載なし	60.8%
250,000～500,000	2.2%	10,000,001 ～ 50,000,000	0.0%		
500,000～1,000,000	1.0%	50,000,000～	0.0%		
1,000,000～2,500,000	0.6%	記載なし	40.1%		
2,500,000～5,000,000	0.2%				
5,000,000～	0.1%				
記載なし	0.6%				

出所：2021 年 12 月末時点のイタリア商工会議所の提供するスタートアップ企業登記データベースより集計

2) 人材と専門性

少し古い資料ではあるが、イタリア国立統計研究所（ISTAT）および経済開発省が 2016 年に実施したスタートアップ企業に対するアンケート調査の統計³⁵によると、平均的な起業家及び従業員の人物像を次の様に表している。

図表 10 アンケート調査結果から見るプロフィール 起業家³⁶ vs. 従業員



出所：イタリア国立統計研究所（ISTAT）／イタリア経済開発省『Startup Survey 2016』より編集
https://www.istat.it/it/files/2018/06/ebook_STARTUP_SURVEY_english_version.pdf

³⁴ 簡易有限責任会社（SRLS）も含む

³⁵ イタリア国立統計書・経済開発省『Startup Survey 2016』。データは 2015 年末時点のものを対象としており回答率は当時のスタートアップ企業の 42.7%。

³⁶ ISTAT は、組織運営に携わる株主（operation shareholders）をスタートアップ企業の創業者として分析している。詳細は以下資料第 2 章“WHO ARE THE STARTUPPERS: HUMAN CAPITAL AND SOCIAL MOBILITY”を参照。

https://www.istat.it/it/files/2018/06/ebook_STARTUP_SURVEY_english_version.pdf

ア 教育水準の高い人材が多い

図表 10 で示すように、起業家、従業員共に大卒の割合が高く、回答したスタートアップ企業の従事者全体の 3 分の 2 以上が大学卒業者である（なお ISTAT によると、2020 年イタリアの大学卒業者の割合は 20.1%）。また従業員に関して言えば、在学中に得た技術系の専門知識を生かした人材が多いといえる。

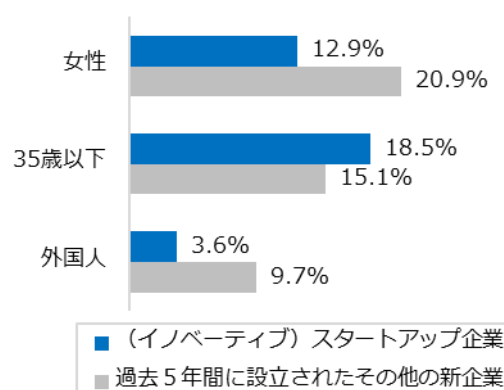
イ 若者の活躍が目立つ一方、女性の活躍はこれから

図表 10 に示すように、アンケートの回答では、従事者の中で女性が占める割合は依然として低い。経済開発省が発表した 2021 年第 3 四半期の統計を見ても、(イノベティブ)スタートアップ企業のうち出資比率及び管理職の構成において、女性が半数を超える企業の割合は 12.9%で、ほぼ同時期に設立されたその他の「新企業」の割合よりも低い（図表 11 参照）。一方、35 歳以下が半数を超える企業の割合はスタートアップ企業で 18.5%と、「新企業」の 15.1%を上回っている。

ウ イノベーションの源は職業経験

アンケート調査の「イノベーションはどこから生まれたか」という質問の回答を見ると、「業界の専門知識」が 61.9%を占め、「学問研究」は 19.4%に留まっている。起業家のプロフィールから見ても、仕事経験を積み専門知識を得たうえで、革新的な技術やアイデアをもとにスタートアップ企業を立ち上げ研究開発、といったシナリオが推察される。また、図表 12 に示す通り、「スタートアップ」認定の追加基準 2 は学問研究に紐づくものだが、これを満たす企業が 24.2%と比較的低い数値に留まっていることをみても、この傾向は大きく変化していないものと推察される。加えて、イタリアの公立の大学及び研究機関からのスピノフによる「スタートアップ」の割合が低い³⁷のが現状である一方、「学問研究」は今後の伸びしろがあるともいえる。

図表 11 出資比率及び管理職の構成において「女性」「若者」「外国人」が半数を超える企業の割合*



出所：イタリア経済開発省『Cruscotto di indicatori statistici sulle startup innovative』（2021 年第三四半期）
*各カテゴリーの出資比率及び管理職数比率の平均が 50%を超える企業が全体に占める割合を示す。
*新企業はイノベティブ・スタートアップ企業以外の、過去 5 年間に新設され、現存する企業を指す。

³⁷ ポータルサイト Spin-off Italia のデータベースと 2021 年 12 月末の商工会議所のスタートアップ企業リストをクロス集計では約 2%。尚、データには 2020-2021 年に設立のスピノフは 1 社しか確認されない為、実際の割合はもう少し高い可能性もある。

図表 12 「イノベティブ・スタートアップ」登録企業の技術的イノベーション指標を特徴づける追加基準（2021年）

追加基準	要件を満たす企業の割合
1) 研究開発費が売上又は総生産費のうち高額な方の15%を超える	65.3%
2) 従事者（従業員、コラボレーションなど形態を問わず）のうち3分の2が修士号取得者、又は3分の1が研究博士号取得者、博士課程在籍者又は研究開発に3年以上の経験を持つ学士号取得者である	24.2%
3) 特許又はその産業財産権の保有者、もしくはソフトウェアの著作権登録保持者である	16.8%

出所：2021年12月末時点のイタリア商工会議所の提供するスタートアップ企業登記データベースより作成

3) 資金調達状況

前項の図表 12 をみると、追加基準 1) 「研究開発費が売上又は総生産費のうち高額な方の 15%を超える」要件を満たす企業が全体のほぼ 3 分の 2 を占めており、研究開発費に費やす資金が起業に負担を与えうる様相をうかがわせている。

ア 起業資金は自己出資が多い

前述のスタートアップ企業に対するアンケート調査結果（(2)「人材と専門性」参照）によれば、4 分の 3 のスタートアップ企業が、起業時の資金は 100% 自己資産、また 7 割近くが設立後も継続して自らの資産を投じている。更に銀行融資等の利用が 11.9%、VC、エンジェル投資家（Business angels）を含むエクイティ投資は 7.3% に留まっている。イタリアの中小企業は一般的にオーナー企業が多いと言われるが、その片鱗がスタートアップ企業でも見られる。

イ ベンチャーキャピタル投資は依然として極めて少ない

2021 年は、特に欧州でスタートアップ企業の動きが活発化し、VC 投資総額が過去最高を更新した³⁸が、イタリアにおける VC 投資は欧州の主要国の中でも依然として極めて限定的であり、イタリアにユニコーン企業³⁹が少ない理由の 1 つとしても挙げられている。VC 投資関連のデータベースサービスを提供する dealroom.co⁴⁰によると、2017 年から 2021 年⁴¹の 5 年間の合計 VC 投資額は 32 億ドル⁴²で、フランスの約 10 分の 1、英国の 4% にも満たない（図表 13 参照）。一方、2017 年から 2021 年にかけての投資額の成長率に関しては、

³⁸ PitchBook「欧州ベンチャー年次レポート」（2022年1月19日）

<https://pitchbook.com/news/reports/2021-annual-european-venture-report>

³⁹ 未上場かつ評価額 10 億ドルを超えるスタートアップ企業。

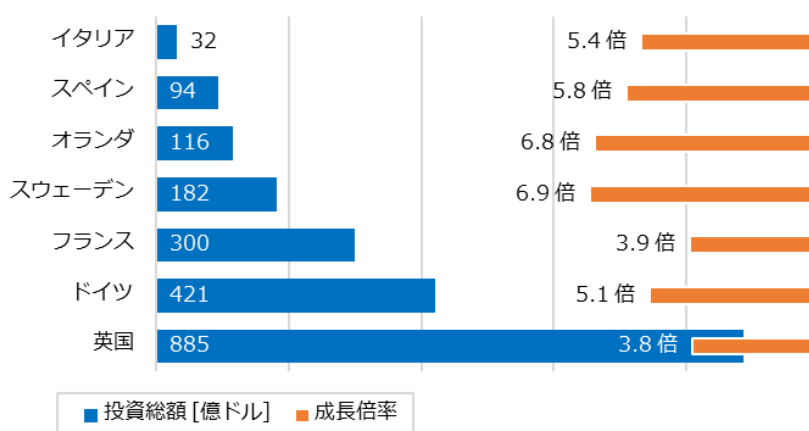
⁴⁰ <https://dealroom.co/>

⁴¹ 2021 年 12 月末現在 Dealroom のデータに反映されていないものもあるため、確定値ではない。

⁴² 合計額は対スタートアップ企業のみに限定されない。

5.4 倍と拡大傾向にあり、今後のさらなる伸びが期待される。

図表 13 欧州主要国の 5 年間の VC 投資額と成長倍率 (2017-2021 年)



出所：Dealroom.co のデータを元に作成

5. 最後に

ここまで、イタリア政府のスタートアップ育成に対する支援策、その他スタートアップ企業をめぐる環境についてデータを用いながら紹介した。冒頭に述べたように、イタリアのスタートアップエコシステムの発展、およびスタートアップ企業の躍進は、他の主要国と比較すると依然として途上にあり、今後の展開が注視される場所である。加えて、イタリアが従来強みを持つ製造業やライフスタイル分野等においても、ユニークな企業が誕生、あるいは成長していくことも期待される。

本稿が、日本では注目を集めにくいイタリアのスタートアップにかかる環境を知る一助となれば幸いである。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210075>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5569
E-mail：ORD@jetro.go.jp